



下水道の排水設備工事は 「指定工事店」に！！



さいたま市下水道条例により、排水設備等の新設等の工事は、**市の指定を受けた「指定工事店」**でなければ行ってはならないことになっています。

この規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者は、下水道条例に基づき罰則規定が適用されます。

建築主との無用なトラブルを避けるためにも、工事は「指定工事店」に！！

指定工事店一覧表は、

さいたま市下水道部ホームページ (<http://www.city.saitama.jp/gesuido.html>)

「下水道のご利用にあたって」 「さいたま市排水設備指定工事店」をご覧ください。

指定工事店のことは

下水道部 下水道維持管理課
電話 048 - 829 - 1559

排水設備の確認申請・完成届・開始届のことは

(西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区)
北部建設事務所 下水道管理課
電話 048 - 646 - 3249

(中央区・桜区・浦和区・南区・緑区)
南部建設事務所 下水道管理課
電話 048 - 840 - 6249

